

法人協賛特別競走実施要領

(目的)

第1条 佐賀県競馬組合が主催する競馬に、法人が協賛し、特別競走を実施することにより佐賀競馬場の活性化及びファンの新規開拓・売上向上を目的とし、当組合が定める範囲において広報等を行い、法人においてもメリットをもたらし、相乗効果を期待するものである。

(協賛内容)

第2条 協賛特別競走を実施する際は、協賛する法人が当該競走の優勝馬主に対し、副賞（賞状及び賞品）を贈るものとする。ただし、賞品については、当該競走の1着賞金の5%以上の物品とする。

(協賛時の土地・建物の使用料)

第3条 協賛する法人が、場内等においてイベント（試供品の配布等）を実施する場合は、佐賀県競馬組合公有財産規則に基づき算出された使用料は、佐賀県競馬組合使用料条例第5条第1項第3号により免除とする。

(協賛申込)

第4条 法人が協賛をしようとする場合は、別に定める「法人協賛特別競走申込書」（様式第1号）を佐賀競馬開催執務委員長に提出しなければならない。

(協賛決定)

第5条 前条により提出された申込書の内容を検討した結果、適正であると認めた場合は、申し出のあった法人に対し別に定める「法人協賛特別競走決定通知書」（様式第2号）により通知するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、協賛の申し出を認めない。

- 1 公の秩序、又は善良な風俗に反する場合。
- 2 競馬ファンに不快の念を与える場合。
- 3 政治活動を目的とする場合。
- 4 佐賀県競馬組合のイメージを損なう場合。
- 5 前各号に掲げるもののほか、佐賀県競馬組合が不適当と認める場合。

(その他)

第6条 その他の詳細については、「法人協賛特別競走実施に係る手順」によるものとする。

(附則)

この要領は、平成14年12月6日から施行する。

法人協賛特別競走実施に係る手順

1. 協賛申込み

協賛を希望する法人は、協賛しようと希望する特別競走の開催初日より2ヶ月前までに申込手続きを行ってください。

2. 実施日

実施日については、両者協議をし、決定いたします。

3. 協賛競走の取扱い

原則として当日のメイン競走といたします。

4. 表彰状及び賞品

. 表彰状（通常A3版）

馬主に授与いたします。

. 賞品（当該競走の1着賞金の5%以上の物品）

馬主に授与いたします。

※表彰状及び賞品は、競走当日の12時までに競馬場にご持参ください。

（ご持参できない場合は、前日までに事務局に届くようお願いします。）

5. 表彰式

スタンド中央表彰式場において表彰式を行いますので、協賛する法人の代表者（代理可）の方は、競走当日の14時までに競馬場へご来場ください。

6. イベント

協賛する法人が、場内においてイベント（試供品の配布等）を行おうとする場合は、申し込みをする際に実施するイベントの内容を添付すること。